

BLC 賃貸生活サポート利用規約

第1章 総則

第1条 (規約の適用)

- この規約は、株式会社ハイパー(以下「当社」という)が運営する「BLCサポート」(以下「本サービス」という)の提供及びその利用に関する一部規約(以下「利用規約」という)を定めるものです。
- 当社は運営上必要と判断した場合、本サービスを利用する者(以下「利用者」という)の承諾を得ることなく、利用規約を変更することがあります。この場合には本サービスの利用条件は、変更後の利用規約に基づくものとします。
- 当社は、本サービスの運営上、個別のサービス毎にその利用約款や利用上の注意等の諸規定(以下「諸規定」という)を設けることがあります。それらの諸規定は利用規約の一部を構成するものとします。
- 利用者は、本規約の内容に同意して本サービスを利用するものとします。

第2条 (定義)

- 「利用者」とは、利用者が居住する住居を管理する株式会社ブルーボックス(以下「当該不動産会社」という)が指定をし、当社が利用を承諾した者(個人)を言います。なお、当社の承認は当該不動産会社から利用者の個人情報等を受領することにより行うこととします。また、利用規約の利用者への明示は当該不動産会社が行います。
- 「サービス対象物件」とは、利用者が本サービスの提供を受ける住居として当該不動産会社が指定した住居をいいます。サービス対象物件は、集合住宅、戸建住宅、賃貸、分譲(但し、何れの形態においても専有部室内に限る)を問いません。
- 「同居人」とは、利用者がサービス対象物件において本サービス利用開始時に同居している二親等以内の方をいいます。但し、あらかじめ当社所定の方法にて当該不動産会社へ届出された方(以下「サービス対象者」といいます)に限定して本サービスが受けられるものとします。届出が無い方は本サービスの対象外とします。

第3条 (本サービスの利用及び種類)

- 利用者は、利用規約の定めるところに従い本サービスを利用することができます。
- 同居人及びサービス対象者も利用者と同様に本サービスを利用できるものとします。但し、利用規約もしくは諸規定等に特段の定めがある場合はこの限りではありません。
- 利用者は、同居人及びサービス対象者が本サービスを利用する場合には、同居人及びサービス対象者に利用規約や諸規定を自らが遵守させる義務を負うものとします。
- 本サービスの個々の内容、利用方法や時間等は、当該不動産会社が紹介します。

第4条 (譲渡禁止)

- 利用者は、取得した権利を第三者に譲渡、売買、質権の設定、その他の担保に供することはできません。第5条(有効期間)
- 本サービスの有効期限は、当該不動産会社が指定した日をもって開始とし、利用者のサービス対象物件の賃貸借契約の終了をもって終了とします。
 - 利用者が居住している住居がサービス対象物件でなくなった場合はその日をもって、本サービス有効期間の終了とします。

第5条 (利用者資格の取消)

- 利用者が次のいずれかに該当した場合、当社は利用者へ通知・承諾なく、利用者資格を取り消すことができるものとします。
 - 当社又は当該不動産会社に虚偽の申告をした場合
 - 本規約又は諸規定等に違反した場合
 - 不要な問い合わせや悪質な嫌がらせ等で、本サービス業務に支障をきたした場合
 - その他、当社が利用者として不適格と判断した場合

第6条 (個人情報)

- 当社は、本サービスの利用等を通して知り得た利用者の個人情報(以下「個人情報」という)について、個人情報保護法の諸規定を遵守し、善良なる管理者の注意をもって適正に管理します。
- 利用者は、当社が次の場合において個人情報を使用することにあらかじめ同意するものとします。
 - 本サービスの他、マーケティング活動、新たな商品開発、もしくは改善等に役立てるための各種アンケートの実施
 - 本サービスの業務遂行にあたり当社は第三者に業務を委託する場合があります。この場合業務遂行に必要な範囲で、当該委託先、提携先及びサービス提供会社(以下「提供会社」という)への利用者等の個人情報の提供
 - 個人または公共の安全を守るために緊急に開示の必要性があると当社が判断したとき
 - 本サービスの運営維持のため、もしくは当社の権利または財産保護等に必要不可欠と判断したとき
 - 申込承認作業および本サービスの提供ならびに問合せ対応のため
 - 本サービスに関する情報を通知するため
 - 当社及び提供会社が行う宣伝物の送付、電子メール等の営業案内のため
 - 本サービスの本来的・付随的な機能・サービス等の提供または利用者の依頼に基づくサービス提供のため、提供会社との間で取次ぎをする場合、または共同利用する場合
 - その他、当社が利用者のために必要と適正理由によって判断したとき
- 利用者は当社及び提供会社が利用者の以下の個人情報等を所定の方法で取得し、これを利用することに同意します。
 - 姓名、性別、生年月日
 - 電話番号、郵便番号及び住所、メールアドレス等の連絡先
 - その他当社が必要と判断した事項等

第7条 (免責)

- 当社は、利用者が本サービスの利用によって生じた利用者の損害(他者との間で生じたトラブル等に起因する損害等を含む)等について、如何なる責任も一切負いません。
- 当社は、利用者がその利用期間中に本サービスを利用できなかったことによる不利益の発生等に関する場合も同様に、如何なる責任も一切負いません。
- 情報の利用について、これを利用者へ強制するものではなく、利用した責任は利用者へ帰属するものとします。
- 当社は、その状況等に鑑みて、やむを得ない理由により本サービスの提供を拒否する場合があります。

第8条 (利用規約の変更)

当社は、目的の遂行に必要な場合または経済情勢の変動等やむを得ない事情が生じた場合は、利用者の承諾または利用者への事前通知なく、利用規約を変更できるものとします。

第9条 (管轄裁判所)

本規約に關し訴訟の必要性が生じた場合は、福岡地方裁判所をもって第一審専属的合意管轄裁判所とします。

第2章 安心サービス

第10条 (駆付サービス)

- 利用者は次の各号のトラブルが生じたとき、当社の専用フリーダイヤルで、24時間365日、トラブル解決のための情報提供または緊急駆付のサービス(以下「駆付サービス」という)を受けることができます。
 - 鍵の紛失もしくは故障等、鍵のトラブル
 - 水まわりのトラブル
 - ガラスのトラブル
- 前項のトラブルが生じたときの対応言語は、原則として日本語です。
- 駆付サービスの緊急対応の定義は次の通りとします。
 - 初期駆付対応を「一次駆付」作業という。(60分以内の部品代を除く作業代は無料)
 - 部品交換や特殊作業が必要な場合で、再度訪問及び作業をする場合を「二次駆付」作業という。
- 駆付サービスを利用者が受ける場合、次の提示が必要となります。
 - 免許証、もしくは顔写真付きの公的機関証明書(但し、免許証等の身分証明証の住所が本サービス対象物件の所在地との一致が必要)
- 駆付サービスで作業を行った際に、管理会社とその他関係各社への状況報告のため現場写真を撮らせていただくことがあります。

第11条 (利用料金)

- 利用者は、駆付サービスを有効期間内において24時間365日、専用のフリーダイヤルで、無料にて問い合わせができるものとします。但し、第10条第1項の場合で、同条第3項(1)に記載する時間を超過した作業代金、もしくは同条第2項(2)に記載する部品交換や特殊作業が必要になった場合の部品代等や作業代金については、別途、利用者の実費負担とします。
- 前項の実費負担の請求先は同居人(個人)及びサービス対象者に対して行います。但し、入居者(個人)及びサービス対象者が支払いを拒否したり、支払いが出来ない状況にある場合には、当社は、その請求を利用者のサービス対象物件賃貸借契約上の契約関係者に対して行います。
- 駆付サービスを受けた後に、二次駆付が必要となった場合、利用者は貸貸人又は貸貸代理人(当該不動産会社)の承認を得た上で、別途有料(作業料金・部品代)で当社にサービスを依頼することができます。
- 当社は、利用料金等の請求業務を、当社の指定する第三者に委託することがあり、利用者はこれを承諾するものとします。

第12条 (除外事項)

- 次の場合は、駆付サービスの対象外とします。
- 建物共有設備におけるトラブル事案の場合
 - 午後9時以降午前9時までの時間帯における破錠による開錠の場合
 - サービス対象物件以外の住宅の作業の場合
 - 利用者が、利用者規約等に違反した場合
 - 災害、天災、暴動等に起因する場合
 - その他、当社が不適切と判断した場合

第3章 盗難転居サポートサービス

第13条 (内容)

本人が加入期間中にサービス対象物件の室内(ベランダは除きます。)において侵入盗難被害に遭い、サービス対象物件の賃貸借契約を終了して転居する場合において、次条の要件をすべて満たす場合に業務委託先から見舞金10万円を給付します。

第14条 (見舞金の給付条件)

- 見舞金は以下の要件をすべて満たす場合に給付されます。
- 所轄の警察署に対して被害届を提出していること
 - 侵入盗難被害から3か月以内に、サービス対象物件の賃貸借契約につき解約の合意を成立させ、又は解約申し入れの意思表示をしていること
 - 転居先として本サービス加入時と同一の不動産会社が管理する住戸について、賃貸借契約を締結していること
 - 本サービスの有効期間中に、業務委託先所定の申請書等を提出していること
 - 本サービスの有効期間中1回目の申請であること(2回目以降は対象外となります。)

第15条 (除外事由)

- 次の各号のいずれかに該当する場合は、見舞金は給付されません。
- 不在中に施錠されていた等、利用者の故意又は重過失による場合
 - 利用者の親族、止居人、その他サービス対象物件の居室内に入居することが可能な者による盗難の場合
 - 地震等の天災や火災、暴動等、非常時における盗難の場合
 - その他弊社または業務委託先が不適切と判断するべき合理的な理由がある場合

第16条 (手続)

- 本人は、盗難転居サポートサービスを利用する場合は、次の書類を提出して業務委託先に利用の申請を行うものとします。
 - 業務委託先所定の申請書(送金先の金融機関口座情報を含みます。)
 - 転居先の賃貸借契約書の写し
- 前項の申請が、規約の定める要件をすべて満たす場合、業務委託先または業務委託先の指定するものは、本人の指定した金融機関 口座に、速やかに見舞金を送金します。

第17条 (他の補償制度との関係)

盗難転居サポートサービスによる見舞金の給付は、保険ではなく、本人への付加サービスであり、他の補償制度や保険等からの給付とは無関係に行うものとします。

第4章 健康医療情報サポートサービス

第18条 (内容)

利用者は、健康・医療・介護・育児等の生活上の問題について、医療機関、行政機関窓口等の紹介その他の相談を受けられる、健康医療情報サポートサービスを利用することができます。但し、このサービスは弊社または業務委託先が治療・診察行為を行うものではなく、また弊社または業務委託先が直接トラブル解決を図るものではありません。

第5章 「メンバーズ Clud Off」サービス

第19条 (変更・休止等)

「メンバーズ Club Off」は、本人の承諾なく、また本人への事前の通知なく、任意に会員優待サービスの全部または一部を変更すること、または休止することがあります